

第 22 回火災防護検討会 議事要録 (案)

1. 日時 ;平成 29 年 8 月 18 日(金)15:15～17:00
2. 場所 ;電気事業連合会 1801 会議室
3. 出席者;
 - (1) 委員
奈良間主査(中部電力), 神野副主査(関西電力), 加賀谷委員(日立 GE ニュークリアエナジー), 角谷委員(MHI), 宮原(齋藤委員代理;東北電力), 早川(曾根委員代理:電源開発), 片山委員(東京電力), 谷元委員(北陸電力), 林委員(北海道電力), 関根(広木委員代理;日本電子力発電), 福島委員(九州電力), 藤田委員(四国電力), 二口委員(原子力安全推進協会), 水口委員(中国電力), 吉田委員(東芝)
 - (2) オブザーバ等
宮本常時参加者(中部電力), 森田常時参加者(東芝プラントシステム), 樺澤オブザーバ(東京電力), 牛島オブザーバ(関西電力), 名畑オブザーバ(北海道電力), 坂下オブザーバ(原子力安全推進協会)
 - (3) 事務局
井上, 平野, 古川(事務局;日本電気協会)
4. 配付資料
 - 資料 No. 1 検査制度見直し等に伴い改定・制定が必要と考えられる規格・基準類(第 5 回規格類意見交換会 資料 5-1)
 - 資料 No. 2-1 原子力規格委員会 安全設計分科会 平成 29 年度活動計画(案)(第 62 回原子力規格委員会 資料 No.62-6-1 抜粋)
 - 資料 No. 2-2 第 62 回原子力規格委員会議事録
 - 資料 No. 2-3 検査制度見直しに伴う規格の制・改定について(方針確認)(第 63 回原子力規格委員会 資料 No.63-6-7)
 - 参考資料 火災防護検討会委員名簿(案)
5. 検討会事務
 - (1) 配布資料の確認
主査の指示に基づき, 配布資料の確認を事務局から行った。
 - (2) 委員の代理出席者の承認
以下の代理出席者について, 分科会規約に基づき主査の承認を行った。
齋藤(東北電力)→宮原代理
曾根(電源開発)→早川代理
伊達(東京電力)→片山代理
広木(日本原電)→関根代理
 - (3) 委員会の成立の確認

委員及び代理出席者の数が 15 名であり、分科会規約に基づき、委員会の成立を確認した。

(4) オブザーバ出席者の承認

常時参加者以外のオブザーバの参加について以下の 3 名の主査の承認を行った。また、宮本氏(中部電力)を常時参加者として追加することを承認した。

牛島(関西電力), 名畑(北海道電力), 坂下(原子力安全推進協会)

(5) 委員の変更について

伊達委員(東京電力)の異動により、本日の代理出席者の片山氏に変更することについて確認を行い、次回分科会(9月5日予定)に委員の変更を提案し、承認を求めることについて確認した。

また、次回の分科会に提出する委員名簿案を確認した。(参考資料参照, 参考資料中のメールアドレスは削除して提出予定)

委員名簿案について、以下の修正があった。

- ・ 日本原電; 広木委員の所属, 役職
設備グループ→火災防護対策グループ グループマネージャー
- ・ 北海道電力; 林委員の所属
設備グループ→リスク管理グループ

これ以外の修正がある場合は、事務局に連絡することになった。

6. 議事

前回の第 21 回火災防護検討会は、平成 22 年 2 月 3 日に開催され既に議事録は承認され原子力規格委員会の HP に掲載されているため、奈良間主査からの検討会開催の趣旨説明後、審議に入った。

(1) 検査制度見直しに伴う規格の制・改定について

事務局から、資料 No.1 及び資料 No.2-3 に基づき、今までの規格類意見交換会、分科会及び規格委員会での動きを説明した。また、奈良間主査から事業者ニーズについて以下の説明が行われた。審議の結果、次回の安全設計分科会等で報告すると共に、運転・保守分科会に JEAG4103 の改定検討を依頼されることが了解された。

(火災防護に関する事業者ニーズ)

検査制度見直しに伴う規格の制・改定については、「JEAG4103 原子力発電所の火災防護管理指針」の改定を検討して行く必要がある。

本件について以下の質疑があった。(Q; 質問, A; 回答, C; コメント)

Q1; 事業者ニーズが運転・保守分科会の JEAG4103 の改定審議ということは、安全設計分科会が担当している「JEAC4626 原子力発電所の火災防護規程」及び「JEAG4607 原子力発電所の火災防護指針」は改定の対象外ということか？

A1; 検査制度見直しに伴う規格の制・改定としてのニーズはないことになる。しかし、

JEAC4626 及び JEAG4607 は新規制基準対応として改定検討を行うことになる。

C1; ハード面を整理することは検査制度の見直しにも資する。従って、ハード面の改

定は検査制度の見直しの一環という位置づけとしても必要である。つまり、火災防護としては、先ず、新規制対応として JEAC4626, JEAG4607 を適切に改定し、更にソフト面の方も電事連のニーズとして JEAG4103 を改定し整備するというのが結論と考える。

Q2;資料 No.1の資料では、JEAC4626 及び JEAG4607 が検討中とあるが、どう関係するのか。

A2;資料 No.1のタイトルは、「検査精度見直し等に伴い・・・」で「等」がある。事業者ニーズには、検査制度見直しだけでなく、それ以外のニーズ(新規制基準対応や廃炉措置の計画等)も含めて記載されているためである。

(2) JEAC4626-2010 原子力発電所の火災防護規程及び JEAG4607-2010 原子力発電所の火災防護指針の改定作業について

事務局から資料 No.2-2 で 3 月の原子力規格委員会での火災防護検討会の事業計画に対するコメントを紹介し、その対応を議論した。審議の結果、最新の規制庁の審査結果を反映するための改定の検討を開始することが確認された。

ただし、検査制度見直し対応は、JEAG4103 に反映することを明確にすることにした。なお、9 月の分科会に提出する資料の文章については、提出前に検討会委員に事前配布し、確認することにした。

また、今後の進め方は、電事連と相談しながら進めることが了解された。

以下に、質疑応答を記載する。(Q;質問, A;回答, C;コメント)

Q1;安全設計分科会の JEAC4626 及び JEAG4607 と運転・保守分科会の JEAG4103 の関係はどうなるのか？

A1;JEAC4626 及び JEAG4607 は、新規制基準対応として至急の課題を検討する。JEAG4103 は検査制度見直しに対する事業者ニーズを検討すると思われる。

Q2;今回主査から口答で説明があった事業者ニーズは、正式に電事連から電気協会に連絡されると理解して良いか

A2;正式に連絡されると考えている。その後、運転・保守分科会と調整することになる。

Q3;資料 No.2-3 の検査制度見直しの対応は、JEAG4103 だけになるのか？

A3;電事連からの事業者ニーズは、検査制度の見直しだけでなく、廃炉対応などのその他の規制基準についてもまとめられるので「等」がついている。

火災防護に関しては、検査制度見直し対応と新規制基準対応の2つの基準に関係する。JEAC4626 及び JEAG4607 は、新規制基準対応として改定検討をすすめることになる。

JEAC4103 は運転・保守分科会の規格なので、安全設計分科会の資料は「尚書き」で“火災防護の検討は、ハード面及びソフト面の検討が必要で、ソフト面での対応は、運転保守分科会の JEAG4103 の検討の中で行うことになる。”という趣旨で記載したい。この尚書きは、今後文章を推敲し最終的に記載する文章は委

員にメールで送付し確認してもらいたい。

C1; 検査制度の見直しや新規制基準の対応に係わる規格の制改定に含めて整理するのであれば、それがわかるように資料を作ってほしい。

C2; 安全設計分科会としての対応方針については、事業者ニーズを明確にした上で、しっかりやることが判るように記載してほしい。

7. その他

今後の検討会の予定は、9月の安全設計分科会の結果を見て具体的な日程を別途連絡することにした。

—以上—